

政府実行計画の確実な推進について

平成 17 年 12 月 27 日
地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ

1. 緊急的かつ重点的に取り組む事項

計画の目標年度が平成 18 年度に迫っていることを踏まえ、以下の対策について、緊急的かつ重点的に取り組むこととする。

① CO₂ 排出量等が削減されない原因の究明と施設単位の自律的な対策強化システムの構築

- 現在の排出状況とその要因を把握し、CO₂ 排出量等が削減されない原因を究明する。排出状況等の把握に当たっては、対策を効率的効果的に行えるよう、排出量の多いもの、削減余地の大きいもの等を重点的に行う。
- 施設単位で、取組状況の把握及び対策の強化を自律的・継続的に行うための仕組みを構築する。
(例)
 - ・ 施設単位で、電力・ガスのメーターを毎月確認し、前年同月比の増減、必要な削減割合等を職員全員に通知し、対策の強化を呼びかける。
- 排出状況とその要因、効果的な対策などについて、職員に対する研修を実施。

② 庁舎のエネルギー利用のシステム化、ルール化された削減

- 庁舎のエネルギー利用の状況を全面的に点検し、職員個々の判断による「こまめな取組」のみに頼ることなく、システム化、ルール化された削減対策を強化。
(例)
 - ・ 温度測定結果を踏まえた、冷暖房の運転管理（特に暖房は、全く運転しなくても執務室の温度 20℃以上を終日維持できるケースがあると考えられる）
 - ・ 執務室窓際、廊下等の照明の間引きについて、施設内統一ルールを設定。また、昼休みや残業時の消灯についても時間帯などの消灯ルールを設定。
 - ・ パソコンの省電力モード移行時間を情報システム担当が統一的に短縮化設定。
 - ・ 執務上必要となる電気機器についてルールを定め、無駄な機器、台数を削減。

③ 庁舎の省エネ改修、新エネ・省エネ機器の導入

○ グリーン診断等に基づき、省エネ改修を平成18年度末までに重点的に実施。

(例)

・ 窓などの開口部の断熱強化、日射の遮へいなどの改修の実施。

○ 効果の発揮が19年度以降になる改修についても、計画的に実施。

○ 新エネ・省エネ機器の導入

(例)

・ 高効率な空調機器、照明を導入する。

・ 太陽光発電等の新エネルギー設備を導入する。

・ 効率の悪い旧式の冷蔵庫を買い替える。

④ 省CO2化の要素を考慮した電力購入方式の導入

○ 省CO2化の要素に着目して競争参加資格を設定する電力購入方式を、原則としてすべての電力購入の入札に導入する。

(例)

・ CO2排出原単位、未利用エネルギー・新エネルギーの利用をそれぞれ点数化し、一定の点数をもって競争参加資格とする。

2. 今後の進め方

○ 現在、政府実行計画及び各府省の実施計画に基づき対策を進めているが、その実効性を高めるため、①各府省の排出実態、②CO2排出量等の削減されない原因、③上記重点的取組を含む対策の具体的な内容について、内閣官房がヒアリングを行い、平成17年度内にできるだけ早くその結果を取りまとめる。